指定放課後等デイサービス
重要事項説明書

指定放課後等デイサービス「虹色 SKY」当事業所は岐阜県の指定を受けています。
（岐阜県指定　第２１５３１００１３２号）

重　要　事　項　説　明　書

（令和元年１０月３１日現在）

１　事業者の概要

名称	株式会社　サーバント
法人種別	株式会社
法人所在地	岐阜県可児市川合２７９３－２４　サーバントビル
電話番号	０５７４－６０－３２６０
代表者氏名	代表取締役　千住　敏晃
法人の沿革・特色	平成２５年７月　放課後等デイサービス　虹の橋開設 平成２６年４月　放課後等デイサービス　虹色キラリ開設 平成２６年８月　放課後等デイサービス　虹色スケッチ開設 平成２７年３月　放課後等デイサービス　虹色 SKY 開設 〃　４月　短期入所　虹色ハウス開設 平成２７年５月　児童発達支援　虹色パーク開設 平成２７年６月　放課後等デイサービス　虹の郷開設 平成２７年１０月　放課後等デイサービス　虹色 DAYS 開設 平成２９年４月　放課後等デイサービス　サーバントホース開設 平成３１年２月　放課後等デイサービス　キッズランド虹開設 〃　放課後等デイサービス　虹のみらい開設 〃　放課後等デイサービス　虹の森開設 平成３１年４月　放課後等デイサービス　虹の丘開設
法人が所有する 営業所の種類・数	指定障害児通所支援　１１事業所 指定障害福祉サービス短期入所　１事業所

２　事業所の概要

事業の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス　虹色 SKY
事業所の所在地	岐阜県可児市川合２７９３－２４　サーバントビル
事業所の電話番号	０５７４－６０－３２６１
事業所番号	（平成２８年４月１日指定）
事業所開設年月日	平成２８年４月１日
事業所の延床面積	１０６．２７㎡
利用定員	１０名
主たる障害種別	重症心身障害児以外
障害児状態等区分	区分２の１（※区分２・・・食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は厚生労働大臣が定める基準項目に応じ、該当する障害児の数が障害児全体の 50%未満かつ、サービス提供時間３時間以上）
主たる対象者	特定なし

営業日、営業時間	① 平日１０：００～１９：００ ② 土曜日・長期休暇　１０：００～１９：００
サービス提供時間	送迎時間を除く（①１４：００～１７：００　②１０：３０～１６：３０）
サービス提供地域	可児市・美濃加茂市・多治見市・土岐市・御嵩町・白川町・坂祝町・富加町 川辺町・関市・七宗町・八百津町　全域
事業の目的及び運営方針	1, 利用児童及び保護者の意向、利用児童の特性、その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス個別支援計画を作成し、これに基づき利用児童に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することと、その他の措置を講ずることにより利用児童に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。 2,利用児童の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるように努める。 3,事業の実地にあたっては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める内容の他、その他関係法令などを遵守する。
自己評価の実施状況	毎年１回以上実施
第三者評価の実施状況	平成３０年１０月実施
職員への研修の実施状況	年１回以上の実施予定

３　事業所の職員体制

職　種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者兼児童発達支援管理責任者	１人	０人	１人	・社会福祉主事
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員	３人	１人	４人	・保育士 ・作業療法士 ・教諭
その他従業者	１人	０人	１人	

４　職員の勤務体制

職　種	勤務体制
管理者兼 児童発達支援管理責任者	勤務時間帯　１０：００～１９：００ 休憩１時間（１週４０時間労働）
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉	勤務時間帯　１０：００～１９：００ 休憩１時間（１週４０時間労働）

サービス経験者、機能訓練担当職員（常勤）	
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員（非常勤）	勤務時間帯　１４：００～１９：００　休憩は勤務時間に応じる。 １０：００～１９：００　の間４時間～５時間
その他従業者	勤務時間帯　１４：００～１８：００　休憩は勤務時間に応じる。 １０：００～１９：００　の間４時間～５時間

５　事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備　考
指導訓練室	１室	７５．６７㎡　２１．４２㎡
事務室・相談室	１室	９．１８㎡

６　サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った日常生活における基本的な動作の指導を行います。
集団生活適応訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。
レクリエーション	集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。
必要な介助	排泄介助のほか、デイサービスでの活動をおこなうときに 必要な介助をご利用者のご希望及び心身の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。

②主な行事について

月	行事	月	行事
４月	オリエンテーション	10 月	秋の遠足
５月	交通安全教室	11 月	温泉入浴体験
６月	ミナレク運動	12 月	クリスマス会
７月	プール開き	１月	サーバント冬まつり
８月	サーバント夏祭り	２月	スキー研修・雪遊び
９月	避難訓練	３月	避難訓練

７　利用料金

サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

＜基本サービス単位数表（1 日当たり）＞

利用料（サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（７級地；(可児市)）の１単位単価（１０．１８円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の１割相当額を記載しています。(１円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。)

＜障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額＞

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の１割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、１月あたりの利用者負担額になります。利用料の１割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各区市町村から代理受領するものとします。(※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの区市町村窓口までお問合せください。)

＜障害児通所給付費支給対象サービスに係る料金と利用児童負担額について＞

区市町村が定める利用児童負担上限月額（サービスに要した総費用額の１割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。詳細は別表をご参照ください。

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

事業所がとっている体制により、下表の加算が追加されます。(主な加算給付費)

②利用者自己負担によるサービスについて

サービスの種類	内容
おやつ・飲み物代	１日あたり０円
事業所外活動にかかる交通費	実費
事業所内外活動にかかる費用	実費
お弁当	実費

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

８　支払方法

上記利用料金の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月の２０日までに請求しますので、口座引き落としを当月２７日までにご入金をお願いします。支払いは、原則として口座引き落としに

てお願いしています。

９　利用者の記録及び情報の管理等

①　事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から５年間保管します。

②　利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

１０　ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 原則、貴重品はお持込にならないようにお願いします。

１１　感染症について

感染症については、学校保健安全法を準用し、利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず事業所へご連絡ください。（必要に応じて、証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります）。また、利用児童が所属する学級、学年、学校等が学級閉鎖や休校したり、本人がノロウィルス等の症状が出た場合においては、都度施設へ利用可能かどうかお問い合わせください。

【学校保健安全法施行令第５条による主な伝染性疾患】

病　名	利用停止の期間
インフルエンザ	発熱後５日間経過し、かつ解熱してから２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱してから３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消えてから２日を経過するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による

１２　緊急時の対応方法

利用者の状態急変時には、速やかに医療機関への連絡を行います。

【主治医】

医療機関名	
診療科	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

１３　協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人梶の木会　梶の木内科医院
所在地	〒５０９－０２０１　可児市川合２３４０－１
電話番号	TEL　０５７４－６０－３２２２

１４　非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火責任者	長野　達矢
避難訓練	利用者も参加の上、年２回実施します。
防災設備	・消火器　・自動火災報知機　・誘導灯

１５　虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

①虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	蔵澄　綾介

②苦情解決の体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

１６　この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	蔵澄　綾介
電話番号	０５７４－６０－３２６１
受付時間	平日、土曜日、長期休暇　午前１０時～午後１９時

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	可児市役所　障害福祉課	電話番号　０５７４－６２－１１１１
〃	美濃加茂市役所　障害福祉課	電話番号　０５７４－２５－２１１１
〃	多治見市役所　障害福祉課	電話番号　０５７２－２２－１１１１
〃	土岐市役所　福祉課	電話番号　０５７２－５４－１１１１
〃	御嵩町役場　福祉課	電話番号　０５７４－６７－２１１１
〃	白川町役場　保健福祉課	電話番号　０５７４－７２－１３１１
〃	坂祝町役場　福祉課	電話番号　０５７４－２６－７１１１
〃	富加町役場　福祉保健課	電話番号　０５７４－５４－２１１１
〃	川辺町役場　住民課	電話番号　０５７４－５３－２５１１
〃	関市役所　福祉政策課	電話番号　０５７５－２２－３１３１
〃	八百津町役場　健康福祉課	電話番号　０５７４－４３－２１１１
受付時間	受付時間 午前８時３０分～午後１７時 （土・日・祝日、年末年始は休業）	

また、岐阜県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会事務局」においても市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	岐阜県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	０５８－２７８－５１３６
受付時間	午前８時３０分～午後１２時、午後１３時～午後１７時 （土・日・祝日・年末年始は休業）

１７　事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都道府県、区市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（１）損害保険会社名　東京海上日動火災保険株式会社

（２）損害保険の種類　超ビジネス保険（事業活動包括保険）

（３）損害保険の概要　事業活動賠償責任補償　１事故５億円（対人対物共通）財物損害、休業損

失、賠償責任に対する保険

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

平成　　年　　月　　日

事業者

（ 所 在 地 ）　岐阜県可児市川合２７９３－２４　サーバントビル

（事業者名）　株式会社　サーバント

（代表者名）　代表取締役　千住　敏晃　　印

（事業所名）　放課後等デイサービス虹色 SKY

（ 説 明 者 ）　役職

氏名　　印

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

平成　　年　　月　　日

保護者

（住所）

（氏名）　　印

（続柄）

利用児童

（住所）　同　　上

（氏名）